

# 令和8年度洋上風力発電検討事業業務委託仕様書

## 1 事業の目的

洋上風力発電は、カーボンニュートラル実現に向けた再生可能エネルギー導入における重要な選択肢の1つであり、関連産業の立地など地域経済への波及効果が期待される。

県が令和7年4月に海洋再エネ整備法に基づく情報提供を行ったいちき串木野市沖については、国土交通省などから、区域内の船舶航行の安全確保などを求める意見が出されたところであり、そうした意見を踏まえ、国の第三者委員会による審議の結果、同年10月、同市沖は「準備区域」に整理された。

今後、各省庁からの意見を踏まえ、いちき串木野市沖について、区域内の船舶航行の安全確保に向けた検討を実施するため、本委託業務において、船舶航行の実態調査及び調査結果を踏まえた区域図の作成等を実施する。

また、地域住民の理解醸成に資するため、洋上風力発電のフォトモンタージュの作成及び経済波及効果の算定を行い、これらを踏まえた洋上風力発電に関する理解醸成活動を実施する。

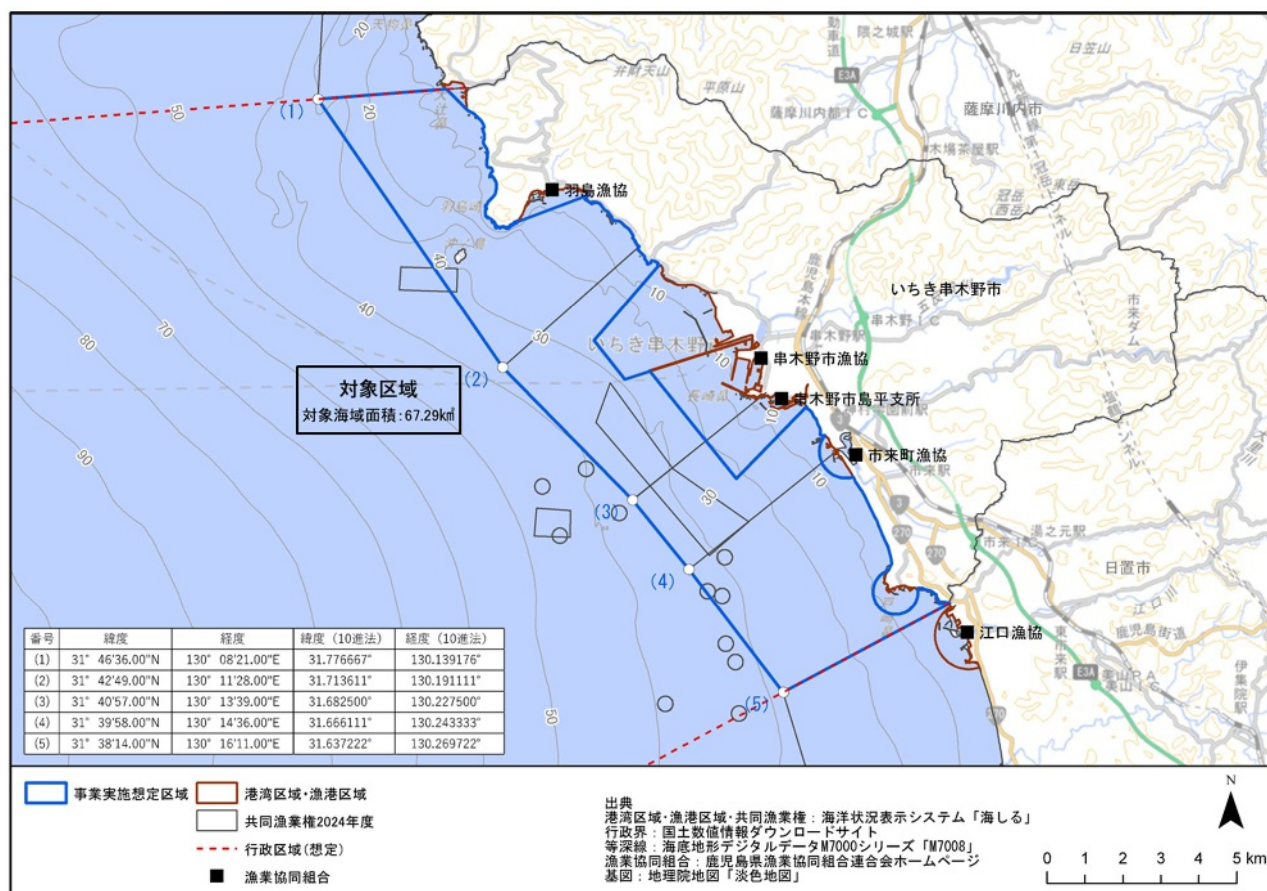
## 2 委託業務内容

上記事業目的を踏まえ、以下の業務を実施する。

ただし、業務の実施に当たり、より効果的な成果を得るための新たな提案は、これを妨げない。

なお、本事業の対象区域（「いちき串木野市沖」）は以下に示す区域（青枠）とする。

### 【対象区域】



(1) 対象区域及びその周辺海域に係る船舶交通量調査及び区域図の作成

対象区域及びその周辺海域の船舶航行の安全確保に向けた検討を実施するため、船舶航行の実態調査及び調査結果を踏まえた区域図の作成、洋上風車設置に伴う船舶交通量変化のシミュレーション等を実施する。業務内容は別紙のとおり。

(2) 洋上風力発電に関するフォトモンタージュ（景観イメージ）の作成

洋上風力発電の地域住民の理解醸成に資するため、洋上風車が建設された際の景観を具体的にイメージできるよう、対象区域及びその周辺海域における洋上風力発電のフォトモンタージュを10パターン（起点）程度作成すること。

なお、洋上風力発電設備の定格出力、基数、大きさ、風車配置及び起点となる眺望点等については県との協議により決定すること。

(3) 洋上風力発電設備導入に係る経済波及効果の算定

洋上風力発電の案件形成等に資するため、対象区域に洋上風力発電設備を導入した際の県内全域への経済波及効果について、次のとおり調査・算定する。

ア 総事業費の推計

推計の前提となる洋上風力発電設備の定格出力、基数、大きさ、風車配置及び建設に当たり使用する基地港湾等については、県との協議により決定すること。

イ 経済波及効果の分析

推計結果を踏まえ、次に示す事項について、地域産業連関表を用いる等の手法により、直接及び間接的な経済波及効果並びに見込雇用者数等を推計し、分析を行うこと。

また、県との協議により2パターン以上の分析条件を定め、パターン毎の経済効果を示すこと。

- ① 鹿児島県内の企業（県内に主たる事業所を有する事業者）や漁業関係者等が建設、維持管理及び撤去に参画することによる効果（事業ライフサイクル全体）
- ② 洋上風力により生み出された電気による経済効果（地域新電力に売電され、域内循環することによる県内の経済波及効果）
- ③ 地域共生基金（発電設備容量（kw）×250円×30年）を活用した地域共生策により生まれる経済波及効果
- ④ 地方自治体の収入（固定資産税、法人事業税等）

ウ 報告書の作成

上記アからウで実施した内容をまとめた報告書を作成する。

なお、作成に当たっては、外部へ公表することを意識し、図表やイメージ図等を用いるなど、一般県民にも分かりやすい内容とすること。

(4) 洋上風力発電に関する地域住民の理解醸成を図る取組の実施

上記(2)及び(3)において作成したフォトモンタージュ及び経済波及効果を活用し、地域住民の洋上風力発電に関する理解醸成を図ることを目的としたシンポジウムを開催する。

シンポジウムは、洋上風力発電に関する制度概要や県の取組状況、地域との共生策等の地域住民の理解促進が図られる内容とするほか、景観や健康被害など地域住民の関心度の高いと思われる内容を取り扱うなど、洋上風力発電について考えるための必要な情報の提供を行う機会とすること。

ア シンポジウムの概要

- ・ 開催時期及び回数：令和9年1月下旬（1回）
- ・ 開催時間：2時間～2時間30分 ※開催時間については、プログラムに応じて要検討
- ・ 開催地：鹿児島県いちき串木野市内
- ・ 対象者：鹿児島県民
- ・ 開催規模：300人程度

イ 業務内容

シンポジウム企画・運營業務

- ・ プログラム等の企画、講師の選定・講演依頼、その他の調整業務（旅費・謝金支払い、飲み物・おしぼり等の準備、資料印刷など）
- ・ 司会・進行などセミナー運營業務
- ・ 参加者募集に係る広報業務（チラシ・ポスターの作成及び配布、参加者の取りまとめなど）
- ・ 会場設營業務
  - ※ 会場の確保、必要な看板等の作成及び配置、撤去を含む。
  - ※ オンライン配信に必要な機材等の準備（モニター、ケーブル等）、操作を含む
- ・ その他
  - 手話通訳の配置

(5) 業務報告書の作成

(1)～(4)の業務の成果をまとめた報告書を作成し提出する。

- ・ 業務報告書：全体版／概要版 各1部
- ・ 電子媒体（業務報告書の電子データをCD-Rに記録したもの）：1部

3 事業全体のスケジュール（案）

項目名	令和8年度									
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
事業計画調整（県⇄受託者）	→									
船舶交通量調査及び区域図作成	→									
フォトモンタージュ作成作業	→									
経済波及効果の算定	→									
理解醸成を図る取組							◎			

#### 4 履行期限

契約締結の日から令和9年3月19日（金）

#### 5 委託業務の実施等

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規定等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県エネルギー対策課と協議し、決定すること。
- (3) 本仕様書はプロポーザル用であり、受託候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更、修正する場合がある。
- (4) 委託業務に関連する書類・領収書等は、委託業務の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。
- (5) 本事業は、国の「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金」を財源として実施する事業であるため、事業終了後、県から求めがあった場合は、事業に要した経費に関する会計書類及び証憑書類等を提出すること。
- (6) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (7) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行うものとする。

#### 6 協議打合せ

業務着手時及び実施中においては協議・打合せを行い、協議事項について記録し、相互に確認する。各業務を円滑に実施するため、綿密な連絡をとり、適宜、協議打合せを行う。

#### 7 機密保持等

- (1) 本事業を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。この項目について受託者は、前記4の履行期間の終了後においても同様とする。

#### 8 個人情報保護

業務を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令順守に加え、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報の流失防止に万全を期すこと

#### 9 情報の取扱い

委託元へ資料提供を依頼する場合や関係者等に対し、メールや郵送などによる連絡をする場合にあっては、別記2「情報の取扱特記事項」を遵守すること。

## 10 検査

受託者は、成果品の引渡にあつては期限を遵守し、かつ本県の検査を受けなければならない。

なお、検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

## 11 委託料の支払

受託者は、本県の検査を合格の通知を受けた時は、書面により請求するものとする。

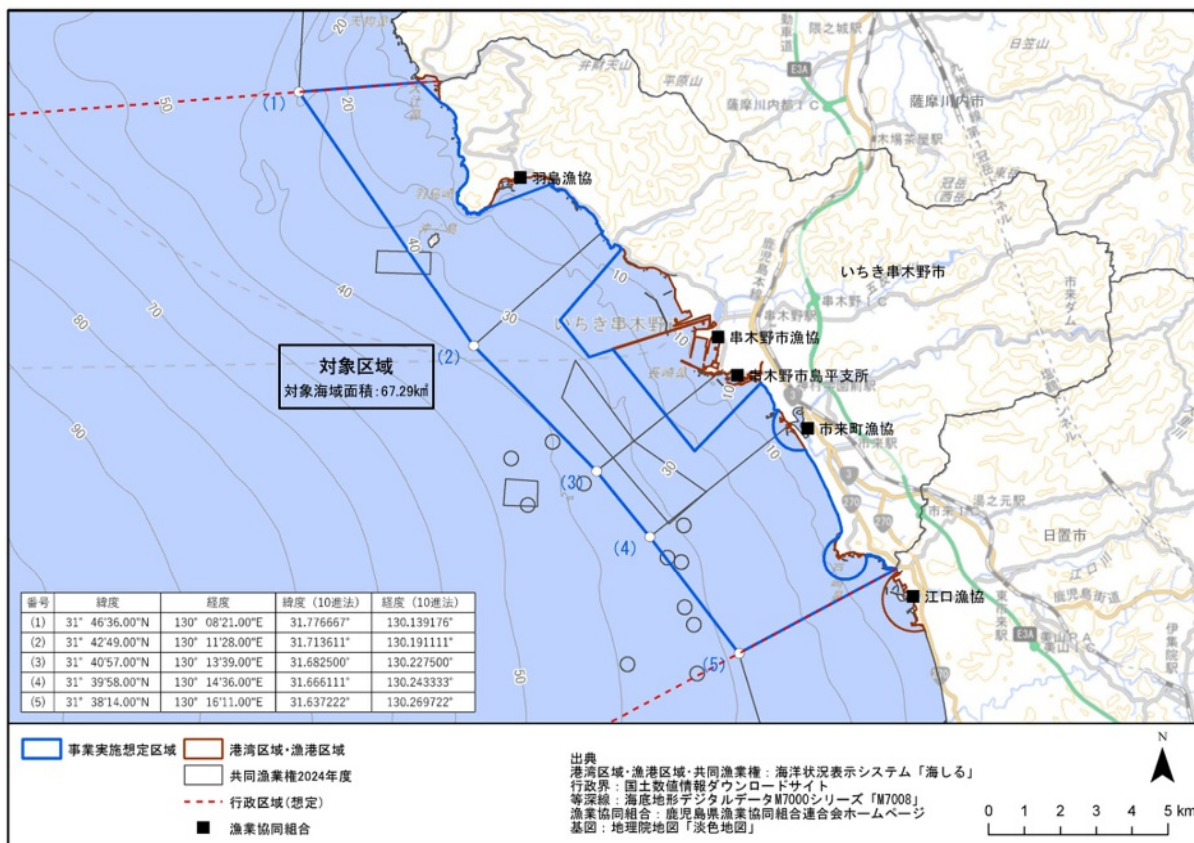
## 対象区域及びその周辺海域に係る船舶交通量調査及び区域図の作成

### 1 概要

洋上風力発電事業に係る船舶航行の安全確保に向けた検討の基礎資料とするため、対象区域及びその周辺海域（以下「対象区域等」という。）において、海上交通環境に関する必要な調査を実施し、その実態の把握及び分析を行う。

また、対象区域に洋上風力発電設備が設置された場合、現状の航行環境にどのような影響が生じるか、海上交通流シミュレーションを行う。

### 2 対象区域「いちき串木野市沖」（※再掲）



### 3 対象区域等に係る船舶交通量調査

#### (1) 目的

対象区域等における船種、船型ごとの通航量、通航帯を把握する。

#### (2) 調査対象

##### ア 船種区分

- ① 一般貨物船（在来貨物船、貸客船、ばら積船等）
- ② セメント船
- ③ コンテナ船
- ④ 自動車運搬船
- ⑤ 砂利運搬船（ガット船）
- ⑥ タンカー（原油、ケミカル等）
- ⑦ LPG・LNG タンカー
- ⑧ 旅客船

- ⑨ カーフェリー
- ⑩ 曳航船
- ⑪ 押航船
- ⑫ 漁船
- ⑬ 特殊船（護衛艦、巡視船、練習船、消防船等の官庁関係船）
- ⑭ プレジャーボート
- ⑮ パイロットボート
- ⑯ 作業関係船、クレーン船等
- ⑰ その他

#### イ 船型区分

- ① 5GT 未満
- ② 5～20GT 未満
- ③ 20～100GT 未満
- ④ 100～300GT 未満
- ⑤ 300～500GT 未満
- ⑥ 500～1,000GT 未満
- ⑦ 1,000～3,000GT 未満
- ⑧ 3,000～6,000GT 未満
- ⑨ 6,000～10,000GT 未満
- ⑩ 10,000～20,000GT 未満
- ⑪ 20,000～40,000GT 未満
- ⑫ 40,000GT 以上

### (3) 手段

#### ア レーダー観測

観測用レーダーを用いて、対象区域等における航行船舶の航跡を観測する。

#### イ 目視観測

レーダー観測記録の解析のため、ゲートラインを設定し、以下の項目について観測する。

- ① 航行船：ゲートライン通過時刻、船種、船型、進行方向航跡
- ② 錨泊船：正時毎における隻数、位置、船種、船型
- ③ 操業漁船：正時毎における隻数、位置、漁業種別
- ④ 気象条件：正時毎における天候、風向・風速、波高、流向・流速、視程

### (4) 観測期間

観測期間は2日間（48時間連続）以上とし、観測時期は発注者と調整の上、適切な時期に実施すること。（観測期間及び時期について、プレゼンテーション時に適切と考える期間及び時期、その理由について、提案・説明すること）

### (5) その他留意事項

- ・ 調査対象の船舶のうち大型のものについては、船名、船長、船幅及び使用者を整理すること。
- ・ 調査は対象区域等を十分に網羅すること

## 4 海上交通流シミュレーション

### (1) 目的

上記「3 船舶航行実態観測調査」結果を基に、AIS 非搭載船を含む現状の交通流の分析、そして対象区域に洋上風力発電が設置された場合、現状の交通流がどのように変化するのか、予測分析を行う。また、交通流の変化についての評価を行う。

### (2) 洋上風車の配置等

洋上風力発電設備の定格出力、基数、大きさ及び風車配置は県との協議により決定すること。

### (3) 求める成果

ア 船種・船型ごとの現状の通航量、通行帯の分析・明示（①AIS 搭載船のみ、②AIS 非搭載船のみ、③AIS 搭載船＋非搭載船の3パターンについて分析・明示）

イ 対象区域に洋上風力発電が設置された場合の、船種・船型ごとの海上交通流シミュレーションの実施及びシミュレーション後の通航量、通行帯の予測分析・明示（①AIS 搭載船のみ、②AIS 非搭載船のみ、③AIS 搭載船＋非搭載船の3パターンについて予測分析・明示）

ウ 上記ア、イそれぞれの通行帯における安全性についての評価・分析を行う

エ 上記アからイに通行帯が変化した場合の影響の評価・分析を行う（安全性の変化、航行時間の増加量及び使用燃料の増加量の参考算出等）

※ 海上交通流シミュレーションを実施するにあたり設定する、洋上風力発電と航路の離隔距離の検討や船舶航行の安全性の評価・分析については、「洋上風力発電事業に係る航行安全対策ガイドブック（日本海難防止協会）」や「一般海域における海洋再生可能エネルギー発電設備と船舶が頻繁に航行する海域との間の離隔距離の確保について（R8.3.24日付け国土交通省事務連絡）」を参考にし、実施方針は県との協議により決定すること。

### (4) その他留意事項

- ・ シミュレーション期間は1か月間とすること
- ・ 洋上風力発電が設置された場合の海上交通流シミュレーションケースは4パターン以上を想定し、それぞれのパターンごとに、上記(3)に記載する事項を実施すること
- ・ 海上交通流シミュレーションケースの設定については発注者と協議して決定すること（シミュレーションケースについて、プレゼンテーション時に参考例とその考え方等について、提案・説明すること）

## 5 報告書の作成

上記により得られた結果を整理し、報告書として作成すること。

また、調査結果を踏まえ、スケール（マイル単位）を付記した上で、水深、海上交通安全法上の航路、パイロットステーション等が記載された海図に、対象区域等と船舶交通量とを重ね合わせた区域図を作成すること。

6 スケジュール（予定）

項目	令和8年度								
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業計画調整（県受託者）	↔								
船舶通航調査	←	→							
調査結果の解析			←	→					
交通流シミュレーション						←	→		
報告書作成							←	→	

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第 1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (保有の制限等)

第 3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

#### (適正管理)

第 4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第 5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

#### (持ち出しの禁止)

第 6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

#### (複写、複製の禁止)

第 7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第 8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

## 別記2

### 情報の取扱特記事項

#### 1 資料等の提供

業務の実施に際し、必要な資料等（以下「資料等」という。）を関係企業等に求める場合は、次の内容を記載した書面を提出すること。

- (ア) 提供を受けたい資料等の内容
- (イ) 使用すべき理由
- (ウ) 保管場所・保管方法
- (エ) 資料等の管理責任者名
- (オ) 複製する場合は、複製する部数及び複製物の使用者名等
- (カ) その他、資料等の流出防止等に必要な事項

#### 2 資料等の取扱い

資料等を使用する全ての者は、資料の取扱いについて次の事項を遵守し、適切に管理すること。

- (ア) 提供された資料等は、提出された書面に記載された保管場所以外へ持ち出してはならない。
- (イ) 提供された資料等を関係のない第三者へ提供してはならない。
- (ウ) 資料等は、書面に記載された部数以上複製してはならない。
- (エ) 複製した資料等は、書面に記載された使用者以外使用させてはならない。
- (オ) その他情報を流出させるような不適切な行為を行ってはならない。
- (カ) 電子データについては、(ア)～(オ)に加え次の事項に留意すること。
  - ① 提供された資料等は、パソコン内蔵の記憶装置以外に保管してはならない。
  - ② 資料等を保管するパソコンは、コンピューターウイルスへの感染防止や情報流出防止対策（記憶装置やファイルの暗号化等）を行わなければならない。
  - ③ ファイル交換ソフトをインストールしたパソコンに資料等を保管してはならない。

#### 3 資料等の廃棄方法

契約終了後は、次の方法により確実に資料等を廃棄すること。

- (ア) 紙媒体  
シュレッダー等で裁断の上、再生不可能な状態で廃棄すること。
- (イ) 電子データ  
記憶装置内から消去（ゴミ箱からも消去）すること。ただし、資料等を保管したパソコン廃棄時は、記憶装置内の全データを再生不可能な状態で廃棄すること。

#### 4 廃棄処分報告

- (ア) 契約終了後は、速やかに資料等を廃棄し、廃棄した資料等名、廃棄方法、廃棄年月日、複製物がある場合の廃棄方法及び廃棄の確認方法とその結果、廃棄担当者名を記載した書面を提出すること。
- (イ) その他廃棄処分報告に関して必要な事項  
電子データを保存したパソコンの記憶装置や USB メモリー等の媒体を廃棄処分するときは、専用ソフト等によるデータ復元等が出来ない状態で廃棄する旨の誓約書を添付すること。

## 5 メール送信に関するセキュリティ対策

メール送信における情報流出を防止するため、受託業務におけるメール送信においては、以下に示す適切な措置を実施し、後日確認できるよう記録すること。また、県が求めた場合は、実施している措置の内容及び記録を書面で提出すること。

- (ア) 利用しているメールシステムで誤送信防止機能（上長承認・送信遅延・警告表示等）の利用が可能な場合は、有効化すること
- (イ) 個人情報（個人のメールアドレスを含む）を取り扱う業務の場合にあつて、誤送信防止機能を利用できない場合は、通常のメール送信時の情報セキュリティ対策に加えて対策を定め、書面で県に提出すること
- (ウ) 送信前に、宛先、CC を使用していないこと、BCC 欄を使用していること及び添付ファイルの内容の二重確認（ダブルチェック）を実施すること
- (エ) 個人情報を含む添付ファイルの暗号化またはパスワード保護すること
- (オ) 上記を含む受託者におけるメール送信手順書を作成し備えること

## 6 郵送・FAX送信に関するセキュリティ対策

郵送・FAX送信における情報流出を防止するため、受託業務における郵送・FAX送信においては、以下に示す適切な措置を実施し、後日確認できるよう記録すること。また、県が求めた場合は、実施している措置の内容及び記録を書面で提出すること。

- (ア) 送付先の宛名、住所（FAXの場合は、FAX番号）、送付物の内容を二重確認（ダブルチェック）すること
- (イ) また、送付物に宛名、住所が表示される場合は、窓付き封筒の宛名、住所として使用できるよう送付物のレイアウト等を工夫すること
- (ウ) 個人情報を郵送する場合は、必要に応じ追跡可能な郵送手段を利用すること。
- (エ) FAXを送信する場合は、FAX送信機に登録された番号を使用し、手入力しないこと
- (オ) また、FAX送信時は、テスト送信の上、送信先に到着確認をし、FAX番号に誤りがないことを確認した後、送信すること
- (カ) 上記を含む受託者における郵送・FAX送信手順書を作成し備えること

## 7 報告事項

受託者は、情報の流出があつた場合には、速やかに県に報告すること。